

高崎市から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、
転入先へ転入届を提出してください。



以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、関係課の窓口で手続きをしてください。
各市民サービスセンターでは、住民異動届の際に◎印の事務のみを取り扱います。

令和7年度版

取扱い業務	高崎市での手続き	担当課	窓口	新住所地で必要なもの
◎ 国民健康保険 国民健康保険に関する手続全般でマイナンバーカード（もしくはマイナンバーのわかるものと写真付身分証明書）が必要です。	資格情報のお知らせ又は資格確認書の返却	保険年金課 資格賦課担当	1階 ⑨	転入先で、改めて加入の手続きをしてください。
	●保険税は、転出届出月の納期分まで納めてください。 過不足については新住所地へ通知します。 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の返却（該当者）	保険年金課 国保担当	1階 ⑧	必要がある場合、転入先で必要書類を確認したうえで、改めて申請手続きをしてください。
国民年金（第1号被保険者） 公的年金受給者	なし ●海外へ転出する方で、海外転出中も国民年金に加入希望する場合は、任意加入手続きが必要です。	保険年金課 年金担当	1階 ⑮	なし
介護保険 ※介護保険施設 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、ケアハウス等	転入先が介護保険施設等の方※ 受介護認定を 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証（該当者）の返却 ＜必要な方に介護保険資格者証を発行＞	介護保険課 介護保険料担当	2階 ⑳	転入先での手続き不要 高崎市から、介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証（該当者）をお送りします。高崎市以外の被保険者証をお使いの場合はその保険者から送られます。
	い受けない 介護保険被保険者証の返却＜必要な方に介護保険資格者証を発行＞			高崎市から、介護保険被保険者証をお送りします。高崎市以外の被保険者証をお持ちの場合はその保険者から送られます。
	上記以外の方 受介護認定を ○介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証（該当者）の返却 ○受給資格証明書の交付を希望の場合、介護保険課にて請求してください。			●受給資格証明書 転入日から14日以内に、転入先で要介護・要支援の認定申請（継続申請）の手続きをしてください。
	い受けない 介護保険被保険者証の返却			転入先でお問い合わせください。
◎ 福祉医療費助成 （高校3年生世代までの子ども、母子・父子家庭、重度心身障害者） 高齢者医療費助成 （市民税非課税世帯の68・69歳）	福祉医療費受給資格者証の返却 高齢者医療費受給資格者証の返却 転出日 年 月 日 転出先 県内 ・ 県外 ・ 国外	保険年金課 医療給付担当	1階 ⑩	●健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書、被保険者証、組合員証または加入者証） ●福祉医療費受給資格者証交付状況証明書（県内に転出する方に発行） 詳しくは、転入先でお問い合わせください。
◎ 後期高齢者医療 後期高齢者医療に関する手続全般でマイナンバーカード（もしくはマイナンバーのわかるものと写真付身分証明書）が必要です。	特定疾病療養受療証の返却（該当者） ●保険料は、転出届出月の納期分まで納めてください。 過不足については新住所地へ通知します。	保険年金課 医療給付担当	1階 ⑩	転入先で、改めて加入の手続きをしてください。 ●後期高齢者医療負担区分等証明書 ●認定証明書（該当者）

取扱い業務	高崎市での手続き	担当課	窓口	新住所地で必要なもの
小中学校の児童 生徒のいる方	学期途中の転出で、近隣市町村から引き続き 学期末まで現在校に通学させたい場合は、転 出証明書を持参のうえ区域外就学の手続きを してください。	教職員課 学事担当	16階	●在学証明書 ●教科用図書給与証明書 (通っていた小中学校より発行)
児童手当受給者	受給事由消滅届	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ⑬	転入先でお問い合わせください。 転出予定日の翌日から15日以内に転 入先で手続きをしてください。 ●単身赴任等で受給者だけが転出した 際も申請が必要です。
児童扶養手当 受給資格者	児童扶養手当転出届			転入先でお問い合わせください。
特別児童扶養手当 受給資格者	転出届(県外へ転出の方) 県内へ転出の方は転入先で住所変更届			
保育所等利用中又は 利用申込中の方	退所の手続き 利用申込の取下 等	保育課 保育担当 又は 各保育所等	1階 ⑫	転入先でお問い合わせください。
予防接種予診票 乳幼児健康診査票等 (妊産婦健康診査 妊産婦個別歯科 新生児聴覚検査 新生児難病検査 妊婦健診補助券)	転出後は、左記のものは使用できなくな ります。(手続き不要) 保健予防課 TEL 027-381-6112 健康課 TEL 027-381-6113	保健予防課 予防接種担当 健康課 母子保健担当	総合保健 センター 4階	●母子健康手帳 ●妊婦健康診査受診票等 (未使用のもの) 転入先の予防接種担当課、母子保 健担当課へお問い合わせくださ い。
未熟児養育 医療給付	対象児が入院中に転出する場合は、転出後 は左記のものは使用できなくなります。 (手続き不要) 健康課 TEL 027-381-6113	健康課 管理担当	総合保健 センター 4階	転入先でお問い合わせください。
健康づくり受診券 国民健康保険特定健診 受診券 後期高齢者健診受診券	転出後は、左記のものは使用できなくな ります。(手続き不要) 健康課 TEL 027-381-6114	健康課	総合保健 センター 4階	転入先でお問い合わせください。
小児慢性特定疾病 医療費支給	中止(終了)届 受給者証の返却 (難病患者見舞金についてはお問い合わせく ださい。)	保健予防課 難病対策担当	総合保健 センター 4階	転入先でお問い合わせください。
特定医療費 (指定難病) 医療費支給	中止(終了)届(県外へ転出の方) 受給者証の返却(県外へ転出の方) (難病患者見舞金についてはお問い合わせく ださい。)			
先天性血液凝固 因子障害等医療給付	転出後すみやかに、群馬県感染症・がん疾病 対策課に変更等の手続きをしてください。 (難病患者見舞金についてはお問い合わせく ださい。)			
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当受給者 自立支援医療受給者 (精神通院・更生・育成)	高崎市での手続きは不要です。 ※転入先で住所変更の手続きを行ってくだ さい。	障害福祉課	1階 ③	転入先でお問い合わせください。
◎ 印鑑登録	印鑑登録カードの返却	市民課 証明担当	1階 ⑤	市町村によって必要とするものが 異なります。転入先でお問い合わ せください。
●住民票の写し・印鑑登録証明書は、転出予定日前日までは交付できますが、転出証明書の提示が必要となります。 (印鑑登録証明書については、印鑑登録カードも必要です。) また転出予定者のいる世帯の方は、転出が確定するまで世帯 全員がコンビニ交付サービスを利用できなくなります。詳しくは、市民課証明担当〔5番窓口〕でお問い合わせください。				

取扱い業務	高崎市での手続き	担当課	窓口	新住所地で必要なもの
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	なし ●マイナンバーカードを申請中に転出すると、申請が無効になります。 ●海外へ転出する方で、転出後マイナンバーカードを継続して使用する場合は、継続利用の手続きが必要です。	市民課 住民記録担当	1階 ⑦	●マイナンバーカード ●住民基本台帳カード
	●いずれかのカードをお持ちの方は、転入先で暗証番号の入力が必要です。詳しくは、転入先でお問い合わせください。			
外国人住民の方	転入市区町村において、高崎市での世帯構成から変更が生じる場合、続柄の証明が必要になる場合があります。転入地市区町村へお問い合わせください。			
水道を中止する方	転出日までに水道（下水道）使用中止の手続きをしてください。 （TEL 027-321-1283） （FAX 027-326-6501） 電子申請でもお手続きできます。	料金課 料金担当	1階 ⑪	転入先でお問い合わせください。
原動機付自転車 （125cc以下） 農耕用などの 小型特殊自動車	転出する際は、廃車、もしくは名義変更の手続きをしてください。 《廃車する場合に必要なもの》 ●ナンバープレート ●標識交付証明書 ●本人確認できるもの 《名義変更する場合に必要なもの》 ●譲渡証明書 ●標識交付証明書 ●本人確認できるもの	資産税課 税務証明担当	2階 ③③	高崎市で使用していた原動機付自転車を新住所地で使用する場合 《高崎市で廃車した場合》 ●廃車証明書 《廃車していない場合》 ●標識交付証明書 ●ナンバープレート 詳しくは、転入先でお問い合わせください。
海外に転出する方で 高崎市内に土地・ 建物をお持ちの方	固定資産税納税管理人申告（承認申請）書を提出してください。申告書は資産税課にあります。郵送での受付も可能です。	資産税課 管理償却資産 担当	2階 ③①	なし
市県民税の 納税管理人申告	海外へ転出する方は、市民税・県民税・森林環境税納税管理人申告（承認申請）書を提出してください。申告書は市民税課にあります。郵送での受付も可能です。	市民税課 市民税担当	2階 ②⑦ ②⑧	なし
市税（料）の 納付関係全般	納め忘れの有無について確認してください。 固定資産税・市県民税・国民健康保険税・軽自動車税（種別割）・介護保険料・後期高齢者医療保険料	納税課 収納担当	2階 ③④	なし
海外に転出する方で 在外選挙制度の 利用を希望する方	《出国時申請》 転出届提出後、出国予定日までに右記窓口で申請してください。 《在外公館申請》 出国後は管轄の在外公館等で申請を受け付けています。	選挙管理委員会 事務局	3階	国外に住所を有することが要件となりますので、出国後は在外公館等に「在留届」を提出してください。（インターネットでも手続きができます。）
犬（高崎市に登録済） と一緒に転出する方	登録の抹消手続きを行いますので、ご連絡ください。 （TEL 027-381-6116）	生活衛生課 環境衛生 担当	総合保健 センター 4階	●高崎市犬の登録鑑札 市町村によって手続きに違いがあります。詳しくは、転出先の市町村役場へお問い合わせください。

●詳細は、下記へお問い合わせください（総合保健センター除く）。担当課へお繋ぎします。

【開庁時間】月曜～金曜日：8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉除く）

高崎市役所（本庁） TEL 027-321-1111（代表）

高崎市倉渕支所 TEL 027-378-3111（代表）

高崎市箕郷支所 TEL 027-371-5111（代表）

高崎市群馬支所 TEL 027-373-1211（代表）

高崎市新町支所 TEL 0274-42-1234（代表）

高崎市榛名支所 TEL 027-374-5111（代表）

高崎市吉井支所 TEL 027-387-3111（代表）

●転出届出後に転出を取りやめた場合は、転出証明書及び本人確認書類等をご持参のうえ、本庁市民課もしくはお近くの市民サービスセンター、各支所市民福祉課で、すみやかに転出取消の手続きをしてください。

●転出届を提出後、近日中に出生届を提出する予定のある方は、あらかじめ市民課の窓口職員にご相談ください。

○その他の手続き

軽自動車の二輪 (126cc～250cc) 小型自動車の二輪 (251cc以上) 軽自動車 (三輪・四輪)	住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。 軽二輪 小型二輪 ●関東運輸局 群馬運輸支局 TEL 050-5540-2021 軽自動車 ●軽自動車検査協会 群馬事務所 TEL 050-3816-3109
郵便物の転送	郵便局で転居届を行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、最寄りの郵便局へお問い合わせください。

